




報道発表資料の配付日時 11月30日(水) 17時30分

発表項目 (行事名)	「北海道人権配慮企業登録・紹介制度(仮称)」(案)の 試行と意見募集について
概要	<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、人権への配慮が企業の評価や信頼性を高めることへの理解を広げ、人権が尊重される地域社会の実現を図ることを目的として、今年度、標記登録・紹介制度を導入する予定です。 ○ 今回その制度(案)をWeb上に掲載し、紹介イメージや操作性などについて、ご意見を頂く試行を実施します。 <p>1 「北海道人権配慮企業登録・紹介制度(仮称)」(案) ※詳細別紙</p> <p>(1) 内容 北海道人権施策基本方針に掲げる12分野に関連する人権配慮の取組を行っている道内企業等を登録し、道がHP等で紹介するもの。</p> <p>(2) 登録対象者 道内企業等(法人、団体又は個人事業主)</p> <p>(3) 制度(案)のポイント 簡単でわかりやすい登録の仕組み、魅力的な紹介方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsに関連づけした「登録サポートマップ」 ・企業別の「紹介シート」 ・「電子申請システム」による入力 ・「登録コーディネーター」を課内に配置 <p>2 試行の内容 制度の本格導入の前に、Webサイト上で紹介イメージや操作性などをご確認いただき、ご意見を頂くことで、制度をより分かりやすく魅力的にするために実施。</p> <p>3 試行期間 令和4年11月30日(水)～令和5年1月13日(金)</p> <p>4 ご意見提出方法など</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道ホームページのご意見提出フォームを活用 ○ 詳細は、道ホームページをご覧ください。 <p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/a0002/jinkenhaieyokigyou/</p> 
報道(取材)に当たってのお願い	人権への配慮が企業の評価や信頼性を高めることへの理解を広げていくためにも、多くの道内企業等の皆様方に試行に参加いただきたいことから、積極的な報道をお願いいたします。
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク
担当(連絡先)	環境生活部くらし安全局道民生活課(担当者:主幹 古川) 電話 011-206-6148(ダイヤルイン) 24-153(内線)

北海道人権配慮企業登録・紹介制度 (仮称)

試行と意見募集！

Webサイトで、紹介イメージや操作性などをご確認できます！

「北海道人権配慮企業登録・紹介制度」とは

北海道人権施策推進基本方針に掲げる12分野に関連する人権配慮の取組が行われている道内企業等を登録し、道がHP等で紹介することにより、人権への配慮が企業の評価や信頼性を高めることへの理解を広げていく制度です。

制度の試行と意見募集とは？

本格導入の前に、Webサイト上で紹介イメージや操作性などをお試しいただき、ご意見を頂くことで、制度をより分かりやすく魅力的にしたいと考えております。

【募集期間】

令和4年11月30日(水)
～ 令和5年1月13日(金)

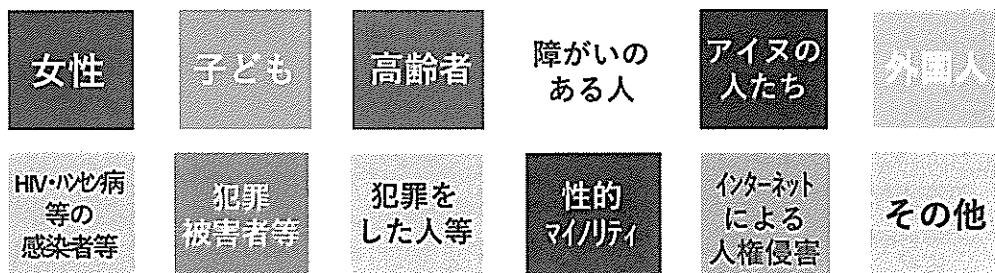
【意見提出方法】

道HPにあるフォームから提出してください。

「北海道人権施策推進基本方針」について

道では、道民一人一人が互いの個性や人格、多様性を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができる地域社会の実現に向けて、この基本方針を定め、様々な主体の参画と協働のもとに取組を進めています。

【12の人権分野】



この基本方針は、SDGsの趣旨にも対応するものです。企業等の皆様方には、SDGsを入口に、本制度への登録をご検討いただくことができます(裏面参照)。

SDGs(Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標)とは

SDGsとは持続可能な社会の実現のため、2030年までの目標を国連が定めたものです。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。



北海道人権配慮企業登録・紹介制度（案）の概要

※ 制度の詳細内容は、道HPをご参照ください。

◆ 登録対象者

北海道内に事業所があり、道内において事業活動を行う企業等（法人、団体又は個人事業主）

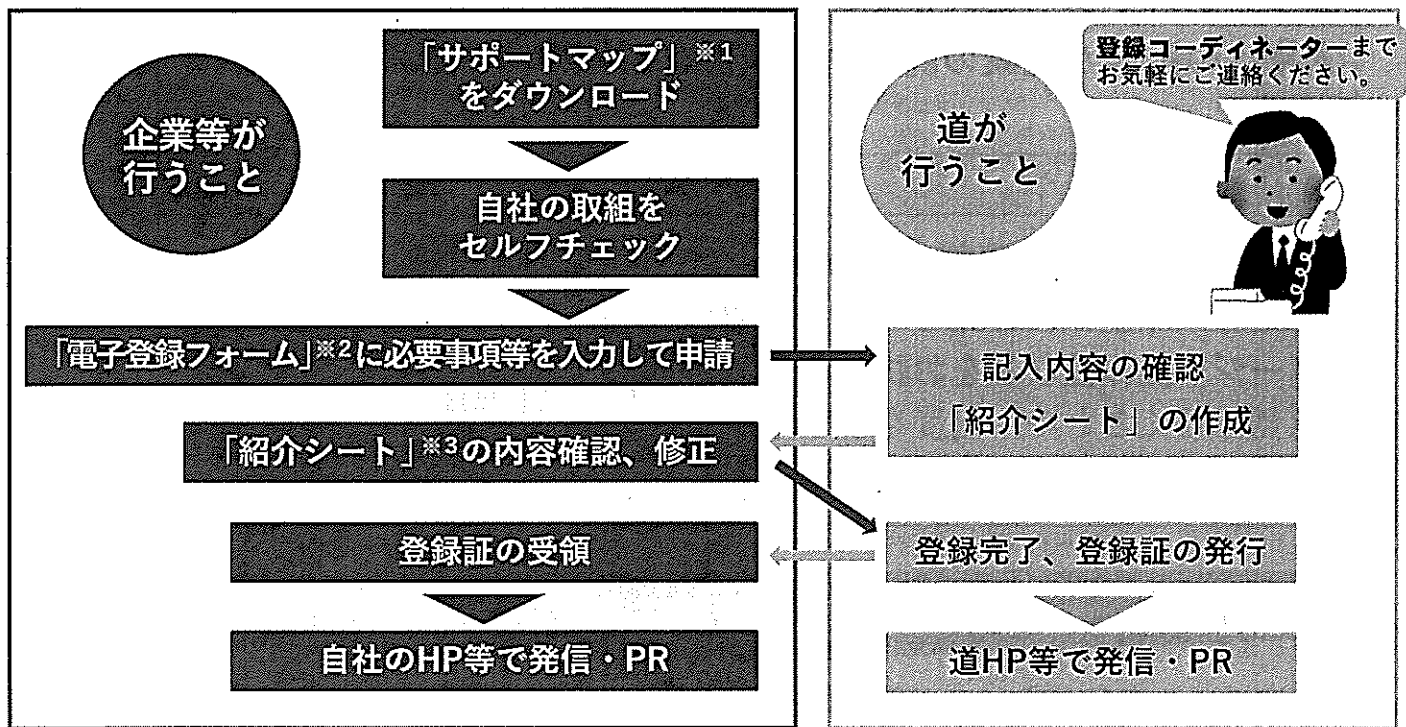
◆ 登録要件

基本方針に掲げる12分野の中から、1分野以上で人権を尊重した取組を行っていること。

◆ 登録の有効期間

登録の日から3年間。更新をする場合は、有効期間満了の日までに更新申請を行うこと。
登録期間中の内容変更も可能。

◆ 手続の流れ ※ 試行段階で、登録フォームへの入力や取組紹介ページの確認も行えます。



《イメージ》

人権配慮企業登録・紹介制度 登録サポートマップ(案)

No.	人権配慮の取組	実施するSDGの目標とゴール	具体的な取組(※事業者記載欄)		【北海道人権配慮推進基本方針】の人権分野														
			取組内容	Webサイトに掲載する取組 ((取組内容紹介ページ)に掲載)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
1	【経営方針など】性別、年齢、障がい、国籍、出身などによる差別や不当な差別的な取組を排除するための、就業方針や就業規定、就業規則などに関する取組を策定し、社内での教育、実施などに取り組むこと。	193			1														
2	【就業や社内環境など】性別、年齢、障がい、国籍、出身などによる差別や不当な差別的な取組を排除するための、就業方針や就業規定、就業規則などに関する取組を策定し、社内での教育、実施などに取り組むこと。	193			1														
3	【就業や社内環境など】性別、年齢、障がい、国籍、出身などによる差別や不当な差別的な取組を排除するための、就業方針や就業規定、就業規則などに関する取組を策定し、社内での教育、実施などに取り組むこと。	193																	

※2 企業等の名称(あわせて法人格を記入して下さい) (20文字まで)

※3 ホームページのURL

※4 掲載内容を修正する 貴社の人権配慮の取組を紹介するページはホームページの更新のみならず、メールマガジンでもお知らせいたします。掲載内容の修正は、お問い合わせください。

お問い合わせ：登録コーディネーター連絡窓口（北海道環境生活部くらし安全局道民生活課）
TEL：011-206-6148（直通） / E-mail：kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp

登録いただくメリット

- ◆ 道から登録証が交付されます。
- ◆ 道ホームページ等で、登録企業等の取組や成果を紹介します。

SDGsなど人権への関心は高まっており、

企業価値の向上 人材の確保・育成

ビジネスチャンスの拡大

などにつながることを期待されます！

その他、詳細については、
道ホームページでご確認ください。

北海道人権配慮企業登録制度

